

会 議 録

会議の名称	平成30年度第2回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成30年12月17日(月)午後3時から				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・蜂屋健次委員・石橋光明委員・渡辺みのる委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・久野稔晃委員・長谷川大地委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤みどり公園課長・佐藤主任・並木主任</p> <p>●欠席者： なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 緑地保護区域の適正管理について</p> <p>(2) 緑地保護区域の指定について</p> <p>(3) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 河野、並木、佐藤</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 開会の挨拶</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>○会長</p> <p>ただいまより、平成30年度第2回東村山市緑化審議会を開会いたします。</p>					

本日は、2つの議事について議論を進めてまいりたいと思います。

1つ目は、前回の審議会でも議論いたしました緑地保護区域に関する内規についてです。もう1つは、今回、緑地保護区域として新たに指定してほしいという申し出があったということです。この2点について審議してまいりたいと思います。

初めに、事務局より説明がありましたらお願いします。

○事務局

前回、内規のことでご説明させていただきました。今回、本日も議論いただくに当たり、他市がどのように緑地保護区域の適正管理を判断しているかということについて調べさせていただきました。先日、清瀬市、東大和市、国分寺市、小金井市の緑地保護区域を管理している部署に電話にて聞き取りを行い、回答としては、各市とも「具体的な基準は持っていません」というご回答でした。現地を確認して保護区域として管理しているという解釈のもと、税の減免等々をしているというようなお答えでした。他市において具体的な適正管理の手法がありましたら、それをベースにご議論いただきたいと思います。また、そのような適正管理の具体的指針というものは設けていないということでした。また、今後具体的な指針を定める予定はあるかという質問に対し、各市とも「その予定はない」というご回答をいただいたところでございます。以上です。

○会長

そうすると、今調べていただいたところは緑地保護区域として指定し、税の減免をしているということですか。

○事務局

はい。

○会長

全く同じなのだけれども、基準は設けていない中で減免しているということか。

○事務局

各市の状況を確認しますと、綺麗に管理しているということで、課税をしていないというご回答でした。

○会長

別の言い方をすれば、東村山市だけが管理していない林があるということですか。

○事務局

そういうことになろうかと思います。

○会長

分かりました。ありがとうございました。

課税するのがよいのか悪いのかという議論は別として、内規をつくったほうがいだろうということで前回の議論は終わりました。

お手元の資料2は、平成18年に定めた内規です。前回の議論を受け、市とやり取りを行いまして、新しい内規の案をつくってみました。それが資料1です。基本的な考え方というのは、課税するかどうかは前回と同じなのですが、審議会が必ずチェックするというのがまず大事なことで考えています。それから、いろいろな状況であっても対応できるような基準でなければだめだろうということです。画一的に何かを決めてしまい、それに合っているから「よい」、合っていないから「悪い」という話ではなく、平坦地の雑木林と斜面地の雑木林とでは管理の方法が違ってきます。斜面の雑木林は、あまり手を加えてしまうと土砂崩れを起こしてしまうことがある。逆の言い方をしますと、あまり手を加えないほうがよいということにもなります。平坦地の雑木林は、昔からの雑木林の管理というのが見慣れた管理方法であり、管理されているということになります。やはり状況に応じてそれぞれ判断をして進めていかなければならないであろうと思います。そのためには現地を確認し、その上で課税するかどうかを決める必要があるというのが基本的な考え方です。

資料1の内容は、市と私で検討した1つの案ですが、大きな違いは、資料2を見ていただくと、1番と3番は重なっている部分があります。したがって、この3番の部分を1番の内容に含めてしまったというのが1つです。それから、現地を市がまず確認し、その結果を審議会に上げる。その後、現地を確認した段階で問題があるというときには、市から所有者の方に「管理していただけませんか」というアドバイスをしてもらう。少し猶予を置くということは前にも書いてありました。やはり、課税するかどうかという問題があるものに関しては、実際に審議会において現地を見る必要があるだろうと考えています。このようなことをやったらどうかということで、相談して案をつくりました。以前の資料2を見ますと18年度のことだけを書いてあるので、それ以降は単純に言ってしまうと抗力がなくなってしまうわけです。したがって、少し長く使えるような内規にしたかどうかということもありまして、資料1のように考えてみました。

私が一番こだわったのは、適正な管理の判断基準として下草刈り・越境枝の剪定・落葉の清掃等ということになっているのですが、確かに越境枝の剪定が一番問題だと思うのです。それを2番、「課税にあたっては、指定緑地からの越境枝の管理をはじめ、緑地指定区域にふさわしい緑地景観を保つ管理」、この中にはいろいろな状況が入ってくるかと思うのですが、「ふさわしい緑地景観を保つ管理」ということで全体が言えるのではないかと、それを総合的に検討して判断するということです。

それから、どのように進めるかというのは3番に書いてあります。この2月というのは、前回の内規にも「2月」と書いてありますので2月として、「事務局が緑地保護区域の現地調査を実施する」、そして「管理状態の確認を行い、管理不十分な場合には改善要請を行う」ということです。現地調査については、これまでどのように課税判定してきたかということと比較検討してこの審議会にかける。今度は審議会に問題があると報告された地域に関して、原則として現地視察を行って課税の可否を審議する。こういう流れにしたほうがよりいいのではないかと考えました。

4番目の課税の実施に関しては、減免は審議会の審議を聞いて事務局が取りまとめる。課税が必要になった場合には、「改善のための猶予を10月31日までとし、改善が行われない場合には課税をする」、こういうことを資料2をベースに少し考えてみたのですが、読んでいただいて修正等ご意見があれば、いただければと思います。参考資料になったのは資料4と資料5です。東村山市緑の保護と育成に関する条例と施行規則です。この2つがベースとなってこの案ができているとお考えいただければと思います。

#### ○委員

2点ほどいいですか。

1つは、越境枝は分かります。大きくて古い木になりますと根が非常に膨らみ、きちんとインフラとか整備されている道路であれば、何かしらの手は打たれているようですが、そこまでいっていない接道している場所で、デコボコになっている場所があります。そういうのも可能性としては含んでおいたほうがいいかもしれない気がするのです。管理の仕方ということはあえて省くとしても、「管理しなくちゃいけないよ」という言葉を含んでおいてもよい気がします。

あともう1つは、4番の「緑化審議会の意見を聴き、事務局が取りまとめるものとする」。このレベルのまとめ方だと審議会の重さがすごく重い。逆を言いますと、当事者と審議会との関係とかがとても重要になってくる。要は、裏で何かがあると疑われる要素は持たせないくらいのほうがよいかもしれない。最終的には市が何かしらのルールにのっとって決めていくという形ですけれども、ここが決めていくというような形になってしまうと、不信感を抱く人も出てくるのではないかと。我々の気持ちだけでは外からどう見られるかは分からないので、この表現はどうかと少し思いました。

#### ○会長

分かりました。それもちょっと後で議論しましょう。

他にありますか。今日急に提示されて意見をと言われても無理だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

課税が必要と判断された場合、資料2だと第3期からと書いてあるのですが、これは10月31日までで、その後の緑化審で審議をして、その審議結果を受けて決定する流れになると思うのですが、その課税する期間というのが分からない。また2月に課税するという判断になり、例えば2月にそれが改善されているか否かも含めて現地調査をされると思うのですが、されていなかった場合には翌年度は全額課税するのかな。そのあたりもある程度はつきりさせておいたほうが事務局側もやりやすいかな。こういうルールでやっていますと説明ができるので。私たちは1年間課税されるのかも含めて判断しなければいけない。それこそ重くなってしまふかもしれないのですが。ただ、どういう期間で課税するのかというのもある程度期間を設けると。2月の段階でよくなった場合には翌年度の課税をとりあえず免除し、また10月頃に見てどうなるかということになる。どの程度の期間課税をするのかというのは、ある程度あったほうがいいかなと思います。

○会長

分かりました。時間的なものですね。

では、2人の方から出た意見を検討していきましょう。

まず、初めにありました2つの問題点。1つは、越境枝は別として、境界間際にある大きくなった樹木の根がはみ出してきて道路を盛り上げてしまう。これはもう大変な問題で、あちらこちらに見ます。私の個人的な意見ですけれども、これまでやってしまうと他の市の道路はどうなっているのかという話になってしまう。そこまで具体的にしなくてもよいのかなという感じはします。本来は市が早めに手を入れ、安全のためにもそういうことがないようにしなくてはいいかなと思います。

○委員

市の道路に接道していたときに、市が何かをしようというような余地を残しておいたほうがという意味では、入れておいたほうがいいのかと思いました。ただ、それがどこでやるのかというのはまた別の問題ですね。みどりと公園課の管理ではなく、道路河川課の承諾が取れればという流れにつながると思います。

○委員

今の議論は、2の(1)の文言表記だと思うのですが、この内規がずっと使われていくようにするためにということでは、細かいことまでここには書き込まず、ある程度総合的な判断してという文言でよろしいかと思います。この内規の内規という形でチェックシートですかね。例えば、越境枝、下草刈、落葉というようにいくつかのチェック項目をつけていき、その中のいくつにバツがついたら悪いというような、後からきちんと説明ができ

る一定のルールが必要かなと思います。内規としての文言はあまり細かく設定しないほうが良いと思います。

○会長

分かりました。新しい提案ですね。

○委員

今の意見に同感です。文章としての表現はこれでよいと思うのですが、ABC評価を項目ごとにつけていくというのは、もし市民の方から公開を求められたとき、こういう基準でやっているんですよというのはとても重要だと思いました。少し外れるかもしれませんが、例えば今日頂いた資料で、この場所の管理の状態はよいのか悪いのかというサンプルとして考えた場合、これは個々のご意見もあるかもしれませんが、これがよいとなるのか悪いになるのか、非常に興味深いものがあります。具体的に資料2に挙げさせていただいた「下草刈り・越境枝の剪定・落葉の清掃」と、この3つで見た場合、これがマルになるのかどうなるのか。もし私とその判定を求められた場合には非常に迷ってしまう。

○会長

お二人のご指摘のとおり、私もこれを宿題にもらった際に考えました。

この資料2に書いてある「下草刈り・越境枝・落葉の清掃」のような項目に関しては細かい内容ですね。チェックシートつくった場合には項目として入るような内容です。ところが、それは場所によってみんな違うとなった場合に、越境枝は確かに問題だと。それ以外のところは状況によって変わってくる。このような場所なのにマルかバツだけでいいのかという話が起こってくると、なかなか細かい具体的なチェックシートはつukれないかなと思います。ここにあるように越境枝は問題だから入れるとして、それ以外は審議会が総合的に判断すると。例えば、ここの場所であれば、こういう項目が問題だからというような。確かにリスト化すると、資料2の「下刈り・越境枝・落葉」と、これに関してはそれぞれの場所によって状況や必要性が変わってくると思うのです。リストに細かい項目が出てくれば、総合的な判断ができることになると思うので。ですから、そのあたりが審議会の裁量部分で考えるしかないのかなという部分もあったものですから、このような格好にしたものです。

おっしゃるように、リスト化ができるといいですね。マルをつけていき、何点以上だからよいと。何点だからこの部分は努力してくださいという感じでやると、とてもよいと思うのですね。どういう項目で考えればよいのかというのが難しい部分があります。

○委員

会長がおっしゃるように、私もこの判断基準としてすごく難しいという思いがありま

す。場所によって管理の仕方が変わってくると。ということは、やはり場所によってはやらなくていいことなど、違いが出てくるのですよね。市民からしても地権者の方からしても、やはり公平でなければいけない。それを判断するのが緑化審議会であるわけですから。そういう意味で、公平性を保つためには、やはりそれなりの決まりを設けておかないといけないと思います。極論は、第三者の誰かの手によって管理をしてもらうというのが一番公平ではあるのですね。ただ、それには業者を入れて管理してもらうとなると、お金の問題とか、さまざまハードルが高いところがあるのでどうすべきか。そのような中で課税か減免か判断するのであれば、やはり誰が見ても分かるような示せるものを持っておかないと、指示も指導もできないと思うのです。だから、どこまでやるかというのを決める場所はこの緑化審議会なので、ここで結論を出さないといけないと思います。

○会長

そうですね。なかなか難しいですね。

○委員

私もなぜここが100%減免なのか、90%減免なのかということを、それこそ第三者が情報公開なりされたときに、具体的な基準はなく総合的に判断しただけでは説明がつかないと思うのです。ですから、チェックシートはすごくよいと思うし、そのために多摩湖緑地の管理をモデルケースにというお話もあったので、それが大事になってくるのかなと思っています。今すぐにチェックシートをつくれないうにしても、平地の緑地だったらこのチェックシートで、崖地や法面の緑地であつたらこのチェックシートと、条件に合わせたチェックシートをつくれれば私はクリアできるのかなと思います。それが将来的にいろいろなタイプの緑地に対して対応できるようなことになれば、課税をされるかされないかの判断をされる市民にとっても、周りに住んでいて「やっぱりもうちょっと何とかしてよ」と思っている市民にとっても、全く関わりのない場所に住んでいる方にとってもきちんと説明ができると。緑化審としても「本当にきちんと審査したのか」と思われないうような担保になるのではないかな。私も文言の表現としてはこれでよいと思うのですけれど、さらに判断するための具体的な基準というものを、今すぐにはできないかもしれないけれども、つくる方向で緑化審もそうだし、事務局のほうでも検討しながら進めていけばよいのではないのかなと思います。今までその議論がされていなかったというのが、そこがまず問題といえれば問題かなとも思いました。

○会長

とてもよいご提案だと思います。第三者が見て分からない、適当な考えでやったんじゃないのかという疑念が出るようでは困りますね。

では、それを含めて考えることにしましょう。

確かに多摩湖緑地は1つの例になると思うのですが、あの場所でも考えなくてはいけないのは、あの大きな木はどうするのか。雑木林の管理は10年、15年で伐採し、また再生させていたということまで考えなくてはならないですね。

#### ○委員

皆さんの意見を聞いて、当初の意見のある意味で変える部分として、根本に変えてという意味では、隣接の場所を通行したり、隣接地にお住まいの方も出てくるんですけど、第三者の安全、資産の保全を守るというか、それを確保するためのルールな訳ですから、そういう形の言葉として越境枝というものがとても分かりやすいではないですか。仮に電線がかかるだとかというのは、通る人だけじゃないわけです。そこの電線がもし切れたら非常に大きな損失を与えることになりますから。最近のニュースでイノシシが出没したというのがSNS上に書かれていたのです。本当にいるのか分からないですけども、少なくとも近頃タヌキとかハクビシンは増えてきています。一定の数までは自然が豊富で許容範囲ですけども、例えば、放置されている緑地が繁殖するエリアになってしまい近隣に迷惑をかけ出したら、やはりそれも問題視しなくてはいけない。それを書き込むのかといったらそうではないと思うのです。この時期、畑に出ているときに、ムクドリが常に集まってしまう木であったり、少し手入れをすると違うのではないかと思われるような木が市内にあったりする。そういう要素を我々が問題視するというよりも、市民から苦情が上がったときに検討する余地を含んだ文章に変えるべきなのかなと思います。

#### ○会長

ご指摘の越境枝というのが1つありますね。それ以外に「緑地景観」という書き方にしたので。この中にいろいろなことを入れたつもりなのですが、景観だけではなくて、生態とかもあるとは思うのですけれども。

#### ○委員

安全を担保するという表現がよく使われると思うのですけれども、そういう表現を基本になる部分として入れていくとよい気がします。

#### ○会長

2番の「課税に当たって」という部分で、今おっしゃった「市民の安心安全」とかを一時入れたのです。「安心安全を保つことを前提として」というふうに入れたのですが、幅が広がり過ぎるかなと思ってやめたのです。確かにおっしゃるように、緑地を指定する意味というのは、指定ですから課税だけの話ではないので、市民に対して、緑が持つさまざまな効果を市民に享受してもらうということは、当然安全でなければいけないというのが



ありますね。

○委員

安全という意味では、法面なんかはやたら伐採すべきではないですね。そのようなことをいちいち説明はできないわけですから、入れておいたほうが説明としてもよいと思います。

○委員

今の意見に近いのですが、やはり安全という部分でいくと、自分の家の隣に緑地があったとイメージした場合、台風で木が倒れてきたら、これは管理していたとは言えないと自分だったら思う。そういう意味も含めて、安全というのは結構大事かなと思います。

○委員

今、安全の議論がだいぶ出てきましたが、緑地景観のほうが上位だと思うのです。安全のほうが次位だと思うのです。そこで、「相応しい緑地景観及び安全を保つ管理」とか、その程度で入れていただくとか。

それから、先ほど議論があった内規の内規の話なのですが、なかなか内規の内規をつくることも場所によっては難しい場合も出てくるので、内規ではなく、現地調査票みたいな形にして十分議論ができるかなと思うのです。

それから、先ほど冒頭でご発言がありました緑化審議会の権限というのは、あくまでも市長に意見を言うだけであって、決定するのは市長であるということを多分おっしゃっていたと思うのです。ですから、あくまでも市長は審議会の意見を聞き、最終的には市が決定する。緑化審議会がノーと言っても反対の答えを出してもよいということが審議会と市長の関係です。

○会長

まず、市のほうで現地調査をするときに現地調査票を見ながらチェックしていく。そのような方向で考えたらどうかというご提案ですね。それは確かによいかもしれない。この審議会の意見を聞いていただきながら判断基準をつくるというのは、先ほどお話になったチェックリストです。それをベースに持っていく、項目の内容に関しては審議会も把握できているということですね。そのような形にすると公にできるのでよいかもしれないですね。

では、その辺を少し考えていきますか。チェックシートみたいなものを考えていく。状況によって斜面の場合と平坦地の場合と。

○委員

ちょっといいですか。

あまりキツキツにやると持っている人も大変なのだよね。昔は下草が大変だったけれども、今はそこそこ綺麗になっている。確かに越境している枝なんかはあるけれども、そのようなものは近所の人が地主さんに文句を言っていると思う。だから、多分切っていると思う。

○会長

実は私もあまり課税には賛成ではないのです。なぜかという、存在することの意味というものがあるのです。それから、所有者の方というのはいろいろなところで文句が出ている。そのような状況にさらされているということもあるので。要は10%というのは、管理してくださいねという、そのような意味ですね。

○委員

確かに固定資産税を免除してもらっているからやらなければいけないのだけれども、多分東村山はそのうち山はなくなるから、山林は。あまりキッチリやられてしまうと、持っている人は大変だと思うのだよね。固定資産税を免除してもらっているからやらなければならぬことは、地主さんも頭では思っていると思うのだよね。

○会長

基本的には税金を取ることが目的ではなくて、管理してもらうことが目的なので、そのための10%だと思うのです。あとは、内容を第三者が見て納得できるような内容に整理していくということです。今お話があったように、キチキチではないにしても、誰が見ても「そうだね」という項目で整理しておくことが必要だと思います。

○委員

おそらく各市とも難しいので結果的に課税していないのですよ。こういうことをやらなければいけないから。ただ、みんなが見て「これはもう課税すべき」と言うのだけしか。それも多分、冒頭で出てきた他市はかなり難しいので多分100%減免してしまっている。そして、行政指導で「もう少し越境枝を刈ってください」とかやっているのがよその市かなという感じはするのですね。ですので、申し上げたとおり、10%頂くというのは管理していただくために10%課税してもらうということですから、管理してもらうことを何度もお願いするしかないですよ。

○委員

恩多町とかはほとんど綺麗ですよ。

○委員

保存樹とかは市も結構手をかけていて、東京電力やNTTも直接かからないようにワイヤーで迂回していたりするのですけれども、そういうことも知られていないのだと。たま

たま知り合いと話をしていたときに、「万年橋に電線かかっているよね」と言う人がいて、「あれはワイヤーですよ」と話をしたりしたのですね。それは市がやっていることですが、方法はいろいろあるわけですし、そこを市と協力してやるために課税をするのも1つの選択肢であり、自分でやりますということでその指導を行うと。もちろんすぐにはできないですから、そこも、グレーゾーンの中でそこをうまく取り持っていくのも審議会の仕事かなと思うのです。そのような形で進んでいるということが、市民への説明になると思うのですね。絶対キッチリできない話だと思うのです。それこそ、農家の皆さんがやる場合が多いと思いますけれども、大切な資産ですから。それを、後付けのようにルールができ、それに従って資産にお金をかけなくてはいけないとなると、少し納得のいかない部分も当然あるわけですね。

#### ○会長

個人所有という前提がありますね。ですので、所有者が自分の持っているものをどう管理したいかというのは、第一義的には所有者の考えによると思うのです。所有者の考えでよいのですが、周辺の市民に対してそれがマイナスに働くようであれば、それは考えなければいけないというのがこの考えのベースだと思うのですね。ですから、あまり厳しくキチキチにやる必要もないでしょうし、やはりポイントになるのは「よい緑に保ってほしい」ということです。私の考えは、課税は行わないで話だけでいくということでも問題はないと思っているのですが、課税となるとどうしてもそれなりの基準が必要になってくる。そうすると、なおさら難しい話が起こってくる可能性がありますね。

今までの議論でちょっと整理してみますと、審議会と市のレベルの関係の話に関しては、最終的に実行するのは市長だからその決定権は市長にある。ただ、私たちは答申することはできると。意見を言うことはできるわけですから、意見を言うためにはしっかり状況を把握しておかなくてはいけないということです。その流れをしっかり整理しなければならないというのが1つ。

2つ目は、やはり具体的にどのような動きをするか。場所場所による状況判断をしながら項目について議論し、それを市のほうで具体的に動いてチェックをする。市の意見も入れながら審議会で議論し、どのような判断をしたのかということは、当然のことながら外部にも公にできるものをつくっていくということです。

あともう1つは、先ほどあった時間的なものですね。まず2月にチェックしてという話から、いつまでどのように動かしていくのかというのは考えておかないといけない。これは市のサイドがどのような時間スケジュールを考えられるかだと思うのです。その辺は今日決めなくてもよいので宿題にしたいと思います。前回2月と書いてあったので、例えば

2月に発議するようであれば、その間どのような動きをし、最終的にどの時期から課税となるのか、そのあたりのスケジュールを考える必要があります。

○委員

これを決めるときに考慮すべきは、先ほどの農家をされている方の樹木が多いと思うのですが、年間を通すと農家は繁忙期と閑散期がはっきりあるのです。繁忙期にやれと言われても誰がやるのとなるわけです。したがって、それらを考えると年間通してこの時期にと言われるほうがよいのかもしれないです。クレームがあったから1カ月後にチェックが入り何月以内にとと言われても、ちょっとこの時期は勘弁してほしいなということになってしまうと思うのです。その部分がさっき言ったように、グレーとしてできるようなルールづくりをしないといけないのだと思います。

○委員

おっしゃるとおりで、私も2月にチェックし、そのときにダメだからダメということだけではと思うのです。例えば2月にチェックしてお話ししたときに、今やっていることが終わったら頼むつもりなんだという確約がとれていればよいと思うし、その意識を持っているかどうかの確認もこの中に入ってくるのかな。要は、現地の状況だけではなくて、その状況を所有者の方がどう見ているのかという部分も含めて決定すべきだと思う。それを踏まえてここで話をすればよいのかなと思う。ただ、あなたは課税になってしまいましたというところがいつまでの期間なのかというのはハッキリしたほうがいい。いずれ再びチェックしに行くと思うのですが、そのときにこうだからできている、できていないだけではなくて、この先どうするのかというような目安があったほうが地権者の方も、いつまでに腹を決めとかなきゃいけないなと業者さんを入れるのか、そのようなことをやらなければいけない時期に来ているということをつかりやすくするためには、ある程度あったほうがよいと思います。

○会長

おっしゃるとおりですね。

○委員

今いろいろお話を伺いまして、自分がその所有者だったらどうするかと考えた場合、やはり一定程度の猶予期間が必要なのではないかと思います。先ほど出ましたけれど、私も全く同感で、固定資産税10%の課税をかけるのが主目的ではなく、しっかり管理していただくということが主目的だと思います。2月に確認し、その年度に課税するか翌年度にするのかということと、1年から1年半猶予期間を持つという3通りが考えられるのかなと思ったのです。やはり先ほど言ったとおり、管理をしていただくということを主目的

に考えるのであれば、一定程度の猶予期間を持った上で判断するということが一番趣旨に合致するのかなと思います。

○委員

例えば、この緑地保護区域にそれまで免除されていたところが次の審査で課税になる可能性もあるし、その逆もありますね。先ほどおっしゃったように、緑地景観を保全していくことが大切ということの主目的にしていけないと、合否だけで皆さんが右往左往しないようにしないといけないなど。本当に管理されている方に権利があるので、そこをちゃんと保ちつつ、おそらく緑地の周りの環境が今ものすごく変わってきていると思うのです。後から住んできている人たちが苦情を言うこともあるでしょうし、ずっとその土地を守っている人たちの権利とか過程とかをご存じない方たちが周りを囲むようになったときに、お互いが理解し合っていないと難しいと思います。その点を一番大事にしていけないと、里山が東村山市はいっぱいあるので、そういったところを保つのは、両方の顔を合わせて地域でやっていけないと保っていけない。そこが大事だと思います。

○委員

さきの委員の意見に賛同なのですが、緑を持っている所有者の方は、緑を持っていることによって役立っているという意識が少なからずある。また、先祖代々というような所有地に関する権利もあると思います。越境していることとか否定的な事象ばかりではなくて、地権者と原因を共有した上で協議できることがすごく重要であり、今、段階的に進んでいるチェックシートみたいな形では、私は個人的には難しいと思います。おそらく、数値的な評価基準では地権者の方とは折り合わないと思います。ですから、越境していたとしても後から来た方にとっては、夏には日影ができて助かっているのですね。冬になると、車庫の車に鳥の糞が落ちて困る。分かりやすく言うとそういう現象が散見される。もっと言うと、資料2に「落葉」という具体的なことが書いてあるということがすごく衝撃的で、こんなことが今までまかり通っていたのかと思うと、おそらくサツマイモを特産物としてやっていた東村山市としては、新しく人を受け入れられるような地盤地域ではないような気がするのですね。ケヤキそのものの地盤をどう利用していたのかということが、それぞれの地権者の方に、これは緑地保護区域ではなくても、個人宅でもケヤキの場合是一般農家のお宅に散乱していることですので、そういった部分に波及していくことのほうがすごく怖い。それでもって新しい方、要するに課税とは関係ない方々の権利だけが役所のほうにまかり通ってしまうことで、緑地保護そのものの目的がブレていってしまうのがすごく危惧されることだと思います。

○会長

確かにおっしゃるように、この資料2で書かれたものだと画一的な林になってしまう。地面を綺麗に刈っておかないといけないとか、そういうものではないだろうと思。だから、そういうこともつくりかえることが必要だと思うのです。

分かりました。全体通して分かりやすいものにしながら状況に配慮したもので一応チェックシートをつくってみましょう。判断基準になることが重要なので、農家の所有者の方の立場ももちろん考慮しながらつくっていかないとはいけませんね。

○委員

チェックシートというのは、課税した人だけにつくればいいのですよね、極論を言えば。あとはみんなOKなわけですから、そこはあえてチェックシートはつくる必要はないですよね、一目瞭然なわけですから。

○会長

いや、それは第三者に見せるという意味ではすべてにおいて必要かもしれませんね。

○委員

グレーゾーンのところがあるわけじゃない。そのようなものはつくっても構わないけれども、あまりにも綺麗なところに行ってもしょうがないと思う。おそらく地権者さんのほうには苦情がたくさん来ていると思う。今はちょうど落葉の落ちる時期だから、多分、野火止付近も結構来ていると思う。今の時代は言った者勝ちだから、地権者も参っていると思う。そのような面も考えないとはいけませんね。

○委員

多分平成18年までは、全部100%減免できたと思うのです。平成18年にこの内規をつくったというのは、一生懸命管理している所有者とそうではない所有者とでは問題があるのではないかというご意見が市のほうに来たことと、近隣からのクレームがあったことからやむなくこのようなものをつくり、課税をしてきたということだと思うのです。です。どの市もほとんど課税していない状況であれば、あくまでも管理していただくように市が一定期間、1年とか猶予期間を持ち、例えば2月に現地調査して改善があるのであれば、翌年の12月までに改善してくださいという約束があったものについては、当然課税しないということもできますね。

○委員

山に入るのは11月から2月くらいなのよね。

○委員

だから、丸々1年の猶予期間。

○委員

落葉が落ちてからだから。

○委員

そうすると、猶予期間10月31日になっていますけれど、時間的に難しいですね。新しい内規にも10月31日になっているので、例えば次回の検査のときに改善が見られないとか、同じ時期で見たほうが逆にいいと思うのですよね。

○委員

おそらくこの問題は、結局ケースバイケースではないですか。問題の場所を1年間通してみないと、結局きちんとした答えは出せない。先ほど言ったチェックシートを各ケースに合わせてということまで考えたら各ケースを1年間見ていかないといけない。とてつもない手間になりますし、なんか現実的なことから離れてしまうのではないかという気がするのです。地権者さんはいるわけですし、その人のヒアリングや、もしくはその地域の環境に関して理解されている方の意見を現地調査の中で考慮していくということが現実的なような気がします。

法面という話もありましたけれど、法面の管理の仕方というのは自分も分からないですし、地権者さんは何十年と代々管理してきているわけですから、その人の考え方ややり方に口出しはできないと思うのですね。

○会長

要するに、個人の所有物というのが前提ですから、その辺に関してはアドバイスはできません、「私はそういう気はありません」と言われたら、そこまでだ思うのですよね。個人の財産まで侵害することはできませんからね。あとは、地権者の方と話してよりよい方向に行くようにするというのは、市の責任だと思うのですよね。

皆さんの意見をお伺いして大体方向性は見えてきたかと思います。時間の問題、それから具体的な進め方の基準の問題、これに関して大体話が詰まってきたかと思います。配慮すべき内容も分かってきた気がします。今度は市のほうで第2案をつくってみてください。また必要があれば私も相談に乗ります。

細かく1つ1つはまとめませんが、これまでの議論、課税するかしないのかの判断にしても、時間的なスケジュールですね。それから、この話に関しては最終的な決定は市長であるけれども、この審議会の対応できる部分、しなければいけない部分はあるということが明確になりました。あとは内規に関して、文言をもう少し分かる形に整理するということです。

他にこの件に関してよろしいですか。

(発言する者なし)

○会長

では、次にいきましょう。

2番目ですね。緑地保護区域の指定について。

初めに、事務局から説明をお願いします。

○事務局

緑地保護区域の指定につきまして説明させていただきます。

12月13日に保護区域の再指定の申請がありましたことからご審議をお願いしたいと思います。

まず経過のほうを説明させていただきます。場所は東村山市廻田町4-31-19、指定面積は524㎡となります。この場所につきましては、以前、昭和51年11月よりこの土地を保護区域として指定してまいりましたが、平成18年の11月16日をもって指定解除をしております。解除理由といたしましては、近隣住民からの苦情ということ、適正管理ができないということから解除の申請があり、指定を解除しております。その後、相続等が発生したということで、後継者の方から再指定の要望が市にご相談という形でありました。面積につきましては以前と同様でございます。皆様に資料としてお渡ししておりますけれども、本日のご審議に際し写真を撮ってきておりますのでご覧いただければと存じます。現在はこの写真のような現状でございます。事務局としても、緑地保護区域というのは高中木があり、林になっているというイメージがあります。しかし、現地は雑種地のような感じになっております。先方の話ですと今週に下草刈りをするということを伺っております。下草刈り後の様子を見ますと、緑地保護区域と指定されればどのように保存していくかと全貌が見えるかとは思っておりますけれども、現状では雑種地のような状況であり管理されていない状況です。本来であれば皆さんと一緒に現地を確認して判断するという形なのですが、急な話でありましたことから、本日は委員の皆様にご報告させていただいたところでございます。事務局の提案といたしましては、やはり現地を見ないと判断できないと思いますので、次回皆さんと一緒に現地を確認し、最終的にご判断いただきたいと考えております。また、所有者の方からはなるべく早く指定をしてもらいたいというのがご要望であり、依頼が来ております。

○会長

ありがとうございました。

指定されていたところを解除して、また再指定してほしいというお話ですね。

ちょっと心配なのは、周囲が住宅に囲まれていますよね。今後大きな樹林につくっていった場合、当然クレームが来ますよね。それもちょっとあるのですけれども、緑地保護区



域として指定した場合、この場所は緑地保護地域として担保ができるのでしょうか。また何年かたつと前回と同じように解除してほしいということで、その間だけ税金を免除しておいてほしいというお考えもなきにしもあらずなのかと思ったりもします。

○事務局

事務局としてもその部分が心配しているところです。前回の解除というのが、近隣からの苦情で適正管理ができないからという申請理由なので、今回適正に管理しますからお願いしますということでお願いされていますが、会長がおっしゃるように同じことが繰り返されないとは言い切れないと思っています。

○会長

それからもう1つは、これまで指定されていたところは個人所有の樹林ですよ。今回は藪というのが今の状況です。萌芽更新で分かるように、10年から15年たてば林になる。または植栽すれば林になる可能性はあると思うのですけれども、このような藪の場所を緑地指定した経緯は過去にあるのでしょうか。

○事務局

今までにこのような土地の形状としてはありません。したがって、事務局も今回は今までの指定区域と違うものですから困惑している部分があります。

○会長

周囲があまりにも近すぎるのと、樹木もないというのが気になる場所ですね。今後いつ不都合になりましたから解除してくださいとなった場合に、これは個人の財産ですから解除せざるを得ないと思うのです。その辺をどう考えるかですね。

○委員

苦情があつて、適正な管理ができないと持ち主さんから解除を希望されたという理解でよろしいですか。

○事務局

委員お見込みのとおりでございます。

○委員

住民がどのような苦情をしていたのかという情報まではないですか。

○事務局

そこまでの細かい部分は知らされていないですが、先方からはそのような条件で解除申請がされたということです。

○委員

自分の希望で解除をし、また認めてもらうという、とても都合のよい話ですよ。世の

中のマナーとしては、将来的にどういう計画であるか。少なくとも、まだ何もしていない状態で希望を言われても、申しわけないですけど、もう少し内容を詰めてくださいと会社だと突き返される企画書ですよ。1年後、5年後、10年後のプランニングがないのかな。あくまでも表面的に見るとそんな印象ですね。

○委員

これまで所管とのやりとりで、新たに緑地保護区域の基準をクリアして指定できる場所があるかという質問に対して「ない」と返答をもらっている。今回は先週出てきたということですけど、条例ももう1回見直しているのですけれども、やはり難しいのかな。言われてテーブルに上がっているだけであって、所管としてもちょっとどうなのかなというのが本音じゃないかなと思うのです。魅力的であり後世に残す場所ではなく、上がってきたから今回ここに上がってきた感覚であり、所管としても新たに指定できる場所はないという判断のもとにここまで来ているということと、近隣住民の方の今後のご意見とかが想像がつかず。すごくリスクを伴うので、これは十分に慎重に判断しなきゃいけない場所だなと思います。

○委員

私もお二方の意見に賛成で、少なくともこの土地をこれから地権者の方がどういう林なり緑地にしてどういう管理をしていきたいのか。それをもって、どういう適正管理ができますという話がないと、私もこれ、大丈夫かなと思います。少なくとも前提がないと、それをもって初めてここで本当にこの緑地でいいのかなという議論ができるので、ちょっと現段階では議論以前のレベルかなと。もしかしたらプランをお持ちかもしれないですけども、もしお持ちであればそのプランを出していただき、今後どのような緑地にしたいのかという思いがないと私は議論ができないかなと思います。

○会長

他にご意見はありませんか。

(発言する者なし)

○会長

私も皆さんの意見と同じなのですが、将来が何も見えないということで、このように所有者の方とご相談したらいかかですかね。緑地指定に関しては、今までの例とすれば樹林地であり、この場所は樹林地ではない、まずそれが1つです。ということは、将来どのような緑として管理を考えているのか、どのような緑として維持していこうというお考えをお持ちなのか、これが一番のポイントになると思うのです。指定するという事は、かなりの長期間そこには緑が維持されるという前提に立つと思うので、ある意味緑地の担保性

といますか、その辺のところをどのようにお考えになっているかというのも聞いていただければと思います。次回の審議会までにそれを整理していただいて、それを持って現地に行きましょう。やっぱり現地は見たほうがよいと思いますし、空間だけがあれば指定ということにはならないと思うのですね。市民が緑のボリュームと質を享受できるというのが前提だと思います。

この件は次回現地を見るということと、それから、それまでに少し所有者の方と調整をしていただく。皆さんがご心配された部分をクリアにするためにも、調整をしていただくことをお願いしておきたいと思います。

○委員

新たな申請なので、近隣の住民の方の意見も聞いていただきたいと思います。

○会長

それは次の段階でよいでしょう。まず、できるかどうかという話なので。

○委員

住宅地の中にあるこのような小さな山林というのは、そもそも課税するとき、山林を対象にする課税率と宅地を対象とした課税率と基本的に違うと思うのですが、どの時点で山林としてそれが継続していくのか。住宅地の中に山林のものが残っているというのは、逆に言うとおかしいかな、そのような気がします。それは大きな税制の話になってくるからここで議論する問題ではないと思いますが、宅地にしてもそんなに家が建つわけではないし、それくらいの面積ですよ。

○会長

これで森をつくるとなると、必ず周りの方からのクレームは覚悟しなければいけないと思いますね。

○委員

ここの大きさですと、大きな木を真ん中に1本が限界ですよ。

○会長

です、どのような緑を考えてつくろうとしているのかというのがありますよね。この件については現地を見てまた議論したいと思います。今日結論を出すことはできませんので、皆さんのご意見だけ伺ったことにしたいと思います。

この件に関して他にご意見ありますか。

(発言者なし)

○会長

では、3番目、その他に移りたいと思います。

その他ですが、皆様から何かございますか。

○委員

多摩湖緑地の管理についてですが、今まで長く管理していた地域ボランティアがあります。この団体と市が管理協定をつくってやっていると思いますが、今までそれに基づいて管理を続けてきた過去があるのですね。今回はその話は全く出てこないでこちらの感覚で話が進んでいるのですが、その管理協定が破棄されているのかどうなのか、それも大事なポイントだと思います。確認していただいた上で管理している人たちを交えて話をしないと、すこし難しい問題になってしまうかなと思います。

○会長

おっしゃるとおりですね。

私もその場所を管理されているグループがあるのは知っていますので、市のほうにはお願いしてあります。具体的に話をしながら管理計画も含めて進めてくださいと言っています。

○委員

大きな木を切るとか切らないとかの話になっているけれども、そのこと自体も今まで継続して管理してきた方たちのお考えの中で現状があるので、それを含めて検討する必要があると思います。

○会長

機会がありましたら代表者の方とお会いしたいと話したことがあるのですがけれども、そのときは体を壊されているということでしたね。

○委員

体を壊していたり、活動できない状況にあったりというのが増えてきていますので、逆に早くそのころをはっきりさせておかないといけないかなという気がします。

○事務局

ただいまお話がございました多摩湖緑地のボランティアとの話し合いにつきましては、先週、東村山の原風景を守る会の方々との話し合いを行ったところでございます。やはり原風景を守る会の方々も高齢化が進んでおり、なかなか剪定作業もできない状況なことから、今後どのようにしていったらよいのかという相談もありました。そこは今後話し合いをしながら行政と一緒に進めていきたいと思いますということをお話をさせていただいたところでございます。

もう1点、行政のほうから申し上げますと、以前から進めている淵の森緑地でございますが、まだ民有地が残っている状況でございましたが、ここで地主さんとの話が進みまし

て、今年度中に残る緑地の取得を進めるということになりました。まずは土地開発公社にて土地を取得させていただきたいと考えております。10年前に取得した緑地については、これまで接道していなかったことからどうしても管理が行き届かなかった部分がありました。今回残る緑地を買うことにより接道も果たすというふうになりますことから、さらなる管理が進むものと期待しているところでございます。

○会長

ありがとうございました。

他にご意見等ございませんか。

○委員

緑化審議会の代表として環境審議会に出席しておりまして、「環境フェア」が今度行われます。ぜひ時間がある方はこの「環境フェア」に参加していただき、さまざまな団体が展示していますのでご覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

○会長

他にご意見等ございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上をもって第2回東村山市緑化審議会を閉会といたします。